



後期高齢者医療制度の一部見直し

医療保険



information

次の世帯の軽減割合が見直し

33万円以下で被保険者全員が所得0円の世帯 ※年金収入のみの場合、 受給額80万円以下	昨年度	今年度
	9割軽減	8割軽減

問合せ
国保賦課徴収係
☎32-2214

北海道後期高齢者
医療広域連合
☎011-290-5601

均等割2割・5割軽減の所得判定基準が見直し

5割軽減の所得基準		2割軽減の所得基準	
昨年度	33万円+ (27万5千円 × 世帯の被保険者数)	昨年度	33万円+ (50万円 × 世帯の被保険者数)
↓		↓	
今年度	33万円+ (28万円 × 世帯の被保険者数)	今年度	33万円+ (51万円 × 世帯の被保険者数)

被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減措置期間が見直し

令和元年(2019年)度から被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減の期間が設けられ、**制度加入から2年を経過する月までの期間のみ5割軽減**となりました。

※所得の状況により、均等割の軽減割合が8.5割または8割に該当することがあります。

令和元年度の保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割額 【1人あたりの額】 50,205円	+	所得割額 【被保険者本人の 所得に応じた額】 {平成30年(2018年)中の所得 -33万円}×10.59%	=	1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------	---	--	---	--------------------------------------

※年度途中で加入したときは、加入月からの月割で計算します。

令和元年度の年間保険料額の例①

	年金収入	均等割軽減	令和元年度	前年度比
単身世帯 の場合	80万円	8割	10,000円	5,000円増
	168万円	8.5割	23,400円	増減なし
	196万円	5割	70,600円	15,100円減
	219万円	2割	110,000円	10,000円減

令和元年度の年間保険料額の例②

夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合				
年金収入	区分	均等割軽減	令和元年度	前年度比
80万円	夫	8割	10,000円	5,000円増
	妻		10,000円	5,000円増
168万円	夫	8.5割	23,400円	増減なし
	妻		7,500円	増減なし
224万円	夫	5割	100,200円	15,100円減
	妻		25,100円	15,000円減
270万円	夫	2割	164,000円	10,100円減
	妻		40,100円	10,100円減

夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の平成30年4月以降に制度加入した元被扶養者の場合				
年金収入	区分	均等割軽減	令和元年度	前年度比
80万円	夫	8割	10,000円	5,000円増
	妻		10,000円	5,000円増
168万円	夫	8.5割	23,400円	増減なし
	妻		7,500円	増減なし
224万円	夫	5割	100,200円	15,100円減
	妻		25,100円	増減なし
270万円	夫	2割	164,000円	10,100円減
	妻	5割	25,100円	増減なし

令和元年度の保険料額は、
7月に個別にお知らせします。



年金相談・お手続きの際はご予約を！

日本年金機構の年金事務所では、相談や手続きについて、事前予約を行っています。待ち時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

▶**受付** 予約相談希望日の1カ月前から前日まで

※基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をお手元にご用意ください。



【予約方法】 全国共通 予約専用受付番号 ☎ 0570-05-4890
砂川年金事務所 ☎ 28-9002 音声案内 「1」→「2」

年金



information

問合せ
戸籍年金係
☎ 32-1823
砂川年金事務所
☎ 52-2144



日本年金機構職員などを装った不審電話にご注意ください！

「日本年金機構」や「社会保険庁」、「厚生労働省」などの職員と称し、現金を詐取したり、銀行口座や家族構成、預貯金額を聞いたりする不審電話や訪問があったというお問い合わせが増えています。

また、運送会社を名乗り、職業や会社名などの情報を入手しようとする電話もあるようです。

日本年金機構や委託業者の職員が訪問する際は、必ず身分証明書を

携行し、提示します。

また、委託業者の訪問員が現金をお預かりすることはありません。

不審な点を感じたら、できるだけ一人で対応せずに、相手の名前・所属・用件をメモに控え、家族などに相談してください。

怪しいなど感じたら、個人情報を話したり、現金の支払い・振り込みをしたりせず、お近くの年金事務所や警察へお問い合わせください。

